

明雲流罪事件の再検討

——『源平闘諍録』所引の平清盛宛書状等をもとに——

松下健 二

論文要旨

読み本系『平家物語』が引用する文書は、古記録等からはわからない当時の状況を知る貴重な手掛かりとなり得る。安元三年（一一七七）五月の明雲流罪事件の叙述でも長門本・『源平闘諍録』・『源平盛衰記』に計五種類の文書が引用されているが、そのなかには、山門が後白河院へのとりなしを要請するために起草した書状が三通含まれており、三通のうち二通は平清盛に宛てて書かれている。三通の書状はいずれも天台仏法を称賛して明雲の無罪を主張することが基調となっている。書状のなかで、山門は西光父子を「一類謗家」「怨家」と呼び、奸臣の讒奏のために後白河院が明雲への処罰に踏みきったと主張している。山門は、後白河院の意思によって明雲が処罰されたことを否定し、すべては西光父子の陰謀によるものと認識している。これらの書状からは、本来、後白河院に向けられるべき山門の怒りが西光父子に向けられることにより、西光讒奏説なる虚構が生み出されていたことが窺える。

キーワード 【白山事件・鹿ヶ谷・落書・恵信僧正・藤原師高】

はじめに

読み本系『平家物語』に、事件当時、実際に使用されたとみられる文書が多数引用されていることはよく知られている。そこに引かれる宣旨・下文、奏状等の文書類は、ときに未整理で円滑な物語の読みを阻害しかねないものだが、それによって『平家物語』の歴史書としての形式が保たれ、松尾葦江氏のいう「記録的逼真性」^①が附加されているということもできるだろう。文書類の中には古記録等によって同時代に流通していたことが裏づけられるものも多く含まれており、現在の歴史研究ではこれらの文書類は貴重な新史料として積極的に活用されている。^②とりわけ延慶本所引の文書に対する関心は高い。延慶本に引かれる文書の多くが、公卿・弁官クラスの貴族が日記に書きとどめていた文書の写しをもとにしていることは、上杉和彦氏等の検討によってほぼ明らかとなっている。^③

表 『平家物語』安元三年(治承元年)五月記事収録の文書

文 書		収録諸本	日付	備 考
明雲の罪名の勘申を明法博士に命じた宣旨(勘申の宣旨)		闕諍録	五月十一日	玉葉に引用あり
山門が朝廷に明雲の配流および所領没官の撤回を求めた奏状(山門奏状)		盛衰記	五月十一日	
山門が清盛に助力を要請した書状(清盛宛書状Ⅰ)		闕諍録	五月十六日	盛衰記に一部引用 内容は山門が院の側近に助力を要請した書状
大衆僉議の場に出現した落書(山門落書)		盛衰記	五月日	
山門が清盛に助力を要請した書状(清盛宛書状Ⅱ)		闕諍録	五月十七日	
		長門本	なし	
		盛衰記	五月日	
		闕諍録	五月廿九日	

本稿では、安元三年(一一七七)五月の叙述に引用されている文書に考察を加えることで、明雲流罪事件の再検討を試みる。流布本でいうところの巻一「鵜川合戦」から「内裏炎上」には、加賀国で勃発した国司藤原師高・目代師経と白山宮衆徒との紛争が京に飛び火し、四月一三日の山門強訴、同二八日の京の大火(太郎焼亡)という未曾有の擾乱に至る顛末が克明に描かれている。いわゆる白山事件である。一方、本稿で扱う同年五月は、巻二「座主流し」から「西光被斬」に相当する箇所であり、事件の争点は師高・師経の処罰から、天台座主明雲の処罰へと急転していた。読み本系の延慶本・長門本・『源平闘諍録』・『源平盛衰記』は、安元三年の叙述に、寺社勢力と朝廷とのあいだで取り交わされた文書を多数引用してい

る。しかし、五月の明雲流罪事件に関しては、最重要諸本である延慶本がひとつの文書も引用していない。そのため、延慶本を中心とするこれまでの研究では、五月の明雲流罪関係文書が取りあげられることは稀であった⁵⁾。それだけに、五月記事で長門本・『闕諍録』・『盛衰記』が引用する文書(表参照)を組上にあげる意義は小さくない。

本稿が扱うのは、計五種類の文書のうち、山門が強硬姿勢を崩さない後白河院への説得を第三者に依頼するために起草した三通の嘆願書である。そのうち二通は平清盛に宛てられている可能性がきわめて高い。これらの書状は、いずれも古記録等には引かれていない独自史料であるが、鹿ヶ谷事件直前の山門・朝廷および清盛の動向を知る大きな手掛かりになり得る。というのも、擾乱のなかで山門が福原の清盛と連絡を密にしていたことは次の『玉葉』の記事からも事実であると認められ、清盛宛書状の存在がある程度裏づけられるからだ。四月一三日の強訴直後、朝廷は強訴の再発を恐れて高倉天皇を法住寺殿へ行幸させたが、『玉葉』四月一四日条はその経緯を次のように伝えている。

或人語云、大衆送書状於相国入道云、為致訟訴、猶可參公門、早可被致用心也云々、忽見此状、深以恐懼、因之

行幸之儀出来云々、

「或人」の談話によると、大衆が清盛に送った書状に、再度強訴に及ぶことが記されていたことから、突然の行幸がとり行われたのだという。出どころの定かではない情報ではあるが、山門と清盛との緊密な関係を考慮すれば、訴訟が発生した当初から山門と清盛が書状を取り交わしていた可能性は十分考えられるのである。⁽⁶⁾

一 明雲流罪事件の経緯

実際に書状を検討する前に安元三年五月の歴史的動向を信頼できる史料をもとに整理しておこう。すでに複数の論者によって考察が加えられてはいるが、この間の明雲をめぐる山門と朝廷との攻防はいささか複雑である。書状の内容を理解するうえでも、当時の情勢をなるべく正確におさえておく必要があるだろう。

後白河院が明雲拘束という行動に出たのは、五月五日〔顯広王記〕では四日〕のことである。明雲は即日座主職を解かれ、さらに九日には明雲の知行する所領が没官された〔「愚昧記」〕。このような措置がとられた要因としては、後白河院の明雲および山門に対する積年の恨みが四月の騒動で爆発したということが第一に考えられる。だが、史料を繙くと事態はもう少し複雑で、必ずしも後白河院ひとりの所為ともいい切れない面があったことがわかる。『愚昧記』は、大極殿を焼失させた大火から間もない五月一日、院御所に「依一両

凶徒之結構、欲奉傾王法、若然者仏法又有何憑哉」との内容の落書が出現したことを伝えている。混乱の原因を衆徒に求めるこの落書は、何者かが後白河院の山門への憎悪を掻き立てるために暗躍していたことを窺わせるに足るが、より決定的であったのは、一連の混乱に明雲の関与があったことを示す「証文」の出現である。『愚昧記』五月五日条に次のようにある。

此事於光能朝臣所示也、先年成親与时忠之时事、并今度衆徒事、共是明雲下知之由、証文出来云々、事体雖不被信受、於有証文者何為哉、不便々々、

藤原成親と平時忠が処罰された嘉応元年（一一六九）の強訴、そして今回の騒動が、明雲の下知によるものだったことを示すこの「証文」が、後白河院をして明雲拘束に踏み切らせたことは想像に難くない。河内祥輔氏は、この「証文」を「いかにも怪しげであり、偽造されたものとみなすのが妥当であろう」と判断し、山門強訴の被害を蒙っていた成親と西光が共謀して文書を偽造して「明雲を罪に陥れることで、自らの流罪の屈辱と怨念を晴らそうとしたのではなかろうか」と推察している。⁽⁸⁾あまりに時宜を得た「証文」の出現が何者かの策謀であった可能性は高いといわざるを得ないが、それを成親と西光の陰謀とみなす河内氏の推論には同意できない。これについては後段で私見を述べることにするが、事態の性質上、「証文」を偽造した犯人を特定することは不可能であり、どのような見解も推測の域を出ないことには自覚的であるべきであろう。しか

し、事件のうらに後白河院の行動を後押しする者が存在していたことはある程度認めざるを得ないのである。

五日に座主職を解かれた直後から、当然のことながら山門はこれに猛反撥を示した。京には幾度も大衆が洛中に押し寄せるとの風聞が流れ〔愚昧記〕六日条・『玉葉』八日条・『顯広王記』一日条、そのたびに人々は山門大衆の暴威に脅え、混乱に陥っている。七日、鳥羽院皇子の覚快法親王が新座主に就く話が持ちあがる〔玉葉〕・『愚昧記』。覚快は、当初、新座主就任に消極的な姿勢をみせていたが〔愚昧記〕八日条、一日には宣命を受けとって正式に座主に就いた〔玉葉〕。同じ一日には、朝廷は明法博士に明雲の罪名を勘申するよう命じる宣旨を下している。この宣旨は『玉葉』のほか、『鬪諍録』・『盛衰記』にも引かれているが、後白河の護持僧だった快修を追いやって梶井門跡出身の明雲が天台座主に就いた仁安二年（一一六七）の山上合戦（赤袴の騒動）、嘉応の強訴、そして今回の強訴、以上の三事件で悪僧と謀って狼藉に及んだことが具体的な明雲の罪状として挙げられている。文中には「誠是朝家之愁敵、偏為_二叡山之惡魔_一者歟」（引用は『玉葉』）という激越な文言も含まれており、後白河院の怒りのほどが窺われる。この宣旨により明雲に罪人の烙印が押される日が目前に迫ったのであるが、宣旨が下ると時を同じくして明雲が遠流に処されるといふ憶測が飛び交うようになっており〔愚昧記〕・『顯広王記』、山門は危機感をつのらせていた。一日には山門大衆が明雲を奪取するべく下山するという風聞まで浮

上しているが〔愚昧記〕、結局このとき山門の暴発は起こらなかった。藤原兼実は一三日・一四日とつづけて「蜂起云々」「大衆蜂起熾盛云々」と記しているが、ここでの「蜂起」は僉議のことを意味している。大衆僉議は、衆徒が合議によって寺院の意向を決定する集会のことだが、『平家物語』に描かれているように、このとき山上では熱狂的ともいふべき僉議が繰り返されていたのである。だが、大衆の狂乱をよそに予定されていた勘文が一四日に明法博士から上申され、明雲は謀叛人とみなされたうえ流罪を言い渡されたのだった⁹⁾。これに山門は激しく抗議し、翌一五日には僧綱十一人が参院して奏状を提出するに至る〔玉葉〕・『愚昧記』。『鬪諍録』および『盛衰記』には「延曆寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言」と題された実物らしき奏状が引用されているが、その内容は明雲を強く弁護し、配流および所領没官の撤回を求めるものである。

この愁訴が効いたのか、しばらく騒動は小康状態となり、二〇日に陣定を開いてそこであらためて明雲の罪名が審議される運びとなった。この陣定への招集が兼実のもとに届いたのは一八日子刻のことであるが、一方で山門側は、陣定が行われることが決まっただけで、審議を有利にすすめるべく参席する公卿との内談を進めていたらしい。『愚昧記』の記主である権大納言藤原実房はもとから忌服により陣定を欠席する予定であったが、実房のもとには前日夜に「明日仗議可然之様可申之由」を伝える明雲からの使者が訪れている。つまり実房は陣定で明雲を擁護するよう要請されたのである

が、そのような工作の甲斐もあつてか、十一人の公卿の列席のもとに行われた陣定では、明雲の罪名は死罪一等減じて遠流に相当するが、これまでの功績に免じて配流は猶予という方向で意見がまとまった。陣定での各人の発言は『玉葉』および『後清録記』（『清癡眼抄』所引）に収録された定文案によつて詳細に知ることができる。他方、明雲は五日に拘束されて以来、自邸の白川房に幽閉されていた。¹⁰『盛衰記』は明雲の幽閉場所を「白河高畠ノ御坊」としており、場所は現東山区高畑町附近と推定される。明雲は、事件発生直後から「家門以_レ繩結_レ之」（『玉葉』五日条）という状態で自邸に監禁されており、検非違使が常駐して見張りにあたつていたが、八日に実房が青蓮院の覚快法親王のもとに参じる途中に白川房前を通つたときには、「見之皆閉門、使序之輩少々在之、北門前引大幕、源大納言定房卿車在門前」という状態だった。源定房は明雲と同じ村上源氏の出であり、後白河院の許しを得て幽閉中の明雲を援助していたのである。二四日には明雲に連座して定房が配流されるという噂もあがつている（『愚昧記』）。実房が白川房を通りかかった八日の段階では明雲への締めつけもまだ緩やかだったようだが、後白河院は一日に勘申の宣旨を下したところから態度を硬化させたいらしい。『平家物語』は、一二日に検非違使を二人増員して「水火ノ責」（延慶本・第一末三）に及んだとしているが、兼実も一五日の日記で「自_二一昨日_一、検非違使兼隆、為_二守護_一被_レ加遣_レ之、其譴責之体、如_二切焼_一」と激しい拷問が行われるようになっていたことを伝えている。

さらには、もし大衆が明雲を奪取しようとする構わず明雲の首を切れ、と後白河院が命令したという話まで伝わっている（『愚昧記』一六日条）。

二〇日の陣定は、配流の猶予に落ち着いていたが、翌二一日夕方、一転して罪名は配流に決定され、明雲はすぐさま伊豆に送られることになった。配所が伊豆に決められたのは、仁安二年（一一六七）五月に伊豆配流となつた興福寺の法務僧正惠信の例にならつてのこととされている（『愚昧記』二一日条）。『平家物語』諸本は、後白河院が公卿らの意見を無視して明雲を流罪にしたことを耳にした清盛が、慌てて後白河院を諫止しようと参院したが、風邪を理由に面会を断られたとするが、後述のように清盛はこのときまだ福原におり、この『平家物語』の記事は虚構とみられる。しかし、配流が後白河院の強硬な意向でなされたという点では多分に事実を反映しているといえるだろう。

配流の決定から二三日に明雲が大衆に奪還されるまでの経緯は『後清録記』に詳しい。同書によると、二一日夕方に白川房から配所に出発した明雲だが、一旦は一切経別所に留まり、ふたたび明雲が移動を開始したのは二三日になつてからだった。一切経別所は粟田口から山科に抜ける途中に位置する延暦寺の別院で、白川房からもそれほど離れていない。一旦この地に留まった理由は定かではないが、おそらく、突然の明雲配流の知らせを聞いた山門大衆がすぐさま現場に押し寄せて移送を妨害していたものと想像される。な

お、『後清録記』は、一切経別所に逗留していた一日程のあいだにも、追使志重成による明雲への拷問が続けられていたことを伝えていく。そして、二三日にあらためて別所を出発して程なく、領送使と五、六騎の国兵士に護送されていた明雲は、近江国勢多橋の西で待ち構えていた二千人余りの大衆によって山上へ連れ帰されたのである。

明雲奪還の知らせを聞いた後白河院は激昂し、その日のうちに重盛・宗盛両大将を呼び寄せ、延暦寺への武力攻撃を命じた。しかし、山門との交戦を望まない重盛と宗盛は「先可仰入道、随其左右」と清盛の意向に従う旨の遁辞を述べて容易に命令に応じようとしなかった(『顕広王記』二四日条)。そのため、二四日朝に福原の清盛のもとに使者が派遣されることになったが(『顕広王記』)、この知らせをうけた清盛が上洛したのは二七日夜になってのことである⁽¹³⁾。清盛は翌二八日には後白河院に謁見したようだが、後白河院の明雲や大衆に対する憎悪は常軌を逸しており、清盛はしぶしぶ延暦寺攻撃に合意してしまう(『玉葉』二九日条)。兼実はこのときの清盛の胸中に「内心不快」と伝えている。朝廷は二八日・二九日とたてつづけに僧綱を使者として山上に派遣し(『玉葉』・『愚昧記』・『顕広王記』)、院宣を出して明雲を引き渡すよう要求しているが、それに対する山門の回答はなかった(『顕広王記』)。おそらくは、このとき朝廷は要求を断れば武力行使に及ぶと山門に警告していたのであろう。後白河院は着々と延暦寺攻撃の準備を進めていた。二九日には延暦寺末寺

の莊園を停廢する前提で各国司に注進を要請し(『玉葉』)、申刻には軍兵等が洛中に充満するという緊迫した状況に陥っていた(『顕広王記』)。

二九日夜、このような山門と朝廷との武力衝突まで一刻の猶予もない状況のもと、清盛は山門大衆の怒りの標的となっていた西光を拘束したのである。以後、騒動は後白河院近臣による平氏討伐の陰謀の発覚という意外な方向に進んでゆくが、六月二日未明に西光が斬首され(『愚昧記』)、尾張に流されていた師高が清盛の家人によって討たれ(『百鍊抄』)、その首が六月一〇日に京へ届けられるに至って(『顕広王記』)、ようやく明雲流罪事件は片がついたといえる。『玉葉』六月三日条によると、一乗寺下り松まで大挙して押し寄せていた山門大衆は、西光斬首の報に接して清盛に使者を送り、「令_レ伐_レ敵給_レ之条、喜悅不_レ少」との旨を申し伝えたという。他方、明雲は六月五日になって罪を赦され、その後は大原に籠居、院政が停止された治承三年(一一七九)一月になって座主に還補されている(『天台座主記』)。

二 『闘諍録』所引の清盛宛書状

以上のような経緯を踏まえたうえで書状の検討に入る。まずは『闘諍録』に引かれる二種類の清盛宛書状をとりあげたい。この書状には、それぞれ「五月十七日」「五月廿九日」の日付がある。

【清盛宛書状Ⅰ】

一通目の清盛宛書状は一五日（『闘諍録』では一六日）に朝廷に提出された山門奏状に次いで書かれたもので、地の文には前置きとして「抑此状就誰可奏聞之由令僉議之程福原入道大相国可申定依此十七日又奏聞状副私状令送之」（抑、此の状を誰に就きて奏聞すべきかの由、僉議せしむる程に、福原の入道大相国に申すべしと、定め託んぬ。此れに依つて十七日、又奏聞の状に私の状を副へて送らしむ）とあり、奏状提出後に山上の僉議によつて福原の清盛に書状を送ることが決定されたと説明されている。以下、必要なところのみを原文で引用し、後ろに訓読文を掲げる。⁽¹⁵⁾

① 延暦寺衆徒等謹言

欲早被執申前座主無指故被配流并被停止門跡相伝私領無謂子細状

右天台円宗弘本朝菩薩大戒興当山来一天四海皆伝座主之法燈五畿七道悉稟和尚之光因茲賢王聖王只有婦依之儀往古近代全無配流之例然無指科怠忽蒙流罪豈非円宗魔滅山門没亡耶

延暦寺の衆徒等謹みて言す

早く、前の座主、指したる故無く配流せられ、並びに門跡相伝の私領を謂れ無く停止せられしを、執り申されむことを欲する子細の状

右、天台の円宗を本朝に弘め、菩薩の大戒を当山に興ししより来、一天四海皆座主の法燈を伝へ、五畿七道悉く和尚の光を稟

く。茲れに因つて賢王・聖王只婦依の儀のみ有つて、往古近代全く配流の例無し。然るに指したる科怠無く、忽ちに流罪を蒙る。豈円宗の魔滅、山門の没亡に非ずや。

冒頭の一文から明らかなように、山門の目的は、明雲配流を取り消させ、没官された所領を取り返すことにあり、直前に引かれる山門奏状と対応している。天台弘法を讃嘆し、菩薩戒の戒師である明雲を称讃するのは、他の文書にも共通する趣向であるが、ここでは明雲の流罪が、さしたる「科怠（過失）」のない冤罪だと訴えることに主眼が置かれている。

② 配流罪科抑何事乎如風聞者或讒言度々山門訴詔皆是明雲結構

也所謂追却快秀僧正訴詔申成親卿并師高事是也依彼讒達蒙此重科云是言語道断也大衆蜂起全非貫主進退彼快秀僧正依殺害修学者追却山門又成親卿師高朝臣等座主有何遺恨可結怨心哉依此每度訴詔貫主固加禁制怖勅宣故也然而大衆思山門敢不被抱制法叡岳作法自昔如斯何以衆徒之訴還処座主之罪哉……配流の罪科、抑何事ぞや。風聞の如くんば、或は讒言に、度々の山門の訴詔は皆是れ明雲の結構なりと。所謂、快秀僧正を追却し、成親卿並びに師高を訴詔申す事、是れなり。彼の讒達に依つて此の重科を蒙ると云々。是れ言語道断なり。大衆の蜂起は全く貫首の進退に非ず。彼の快秀僧正、修学者を殺害せしに依つて、山門を追却す。又成親卿・師高朝臣等、座主何の遺恨有つてか怨心を結ぶべきや。此れに依つて毎度の訴詔、貫主固く禁制を加ふ。

心

勅宣を怖るるが故なり。然るに大衆、山門を思ひ、敢て制法に拘らず。叡岳の作法昔より斯くの如し。何ぞ衆徒の訴へを以て、還つて座主の罪に処せむや……

ここでは配流の原因を、明雲に罪を着せようとする何者かの「讒言」「讒達」に求め、一日の宣旨で挙げられた明雲の三つの罪状にそれぞれ反駁を加えてゆく。毎度の訴訟で明雲は勅宣を畏れてむしろ暴発を制止していたが、大衆が山門を思うあまりに禁制を押し切つて強訴に及んだのである、故に明雲に罪はない、というのが山門側の言い分である。同趣旨のことは山門奏状など他の文書にも散見されるが、引用は控えておく。当然、これらの抗弁には明雲を赦免させたい山門側の思惑が絡んでおり、この主張がどこまで事実にもとづいているかは定かではない。しかし、注意しておきたいのは、このときすでに大衆が事件の裏に後白河院をそそのかす黒幕の存在を想定している点である。このような讒奏説の性質は後掲の書状【山門落書】でより明確になるが、ひとまずは本書状の考察をつづけよう。

③ 抑禪定大相国已為一朝之固又是万人之眼也天下之乱山上之愁何無其成敗就中前座主是大相国菩薩戒和尚也於此事爭不被鳴諫鼓乎。

抑、禪定大相国は已に一朝の固め為り。又是れ万人の眼なり。天下の乱れ、山上の愁ひ、何ぞ其の成敗無からむ。就中、前の座主は是れ大相国の菩薩戒の和尚なり。此の事に於いては争か諫鼓

鳴らされざらむや。

清盛は「一朝之固」「万人之眼」である。どうして天下の混乱や山門の大事にとりかはらわれないことがあるか。明雲が清盛の戒師をつとめたことを持ち出して、騒動の「成敗」を清盛に求めた箇所である。「不被鳴諫鼓乎」は君主をいさめる者のために設置された朝廷門外の太鼓の故事を踏まえたもので、同様の表現は山門大衆が福原遷都を制止した奏状(延慶本・第二末卅六、長門本・卷十一、盛衰記・卷二十四)にもみえる定型的な表現である。大衆は清盛を讒奏をはたらく奸臣とは正反対の賢臣として認識していたがゆえに、このような仲介を依頼したのである。

④ 儻不散此鬱大戒和尚令還俗猶被流罪者則我山仏法破滅時至也門葉何者有僧徒儀三千字侶誰惜身命仍於大講堂前奉驚満山仏神伽藍護法泣起請云衆徒鬱憤不散固被流罪者大衆皆從彼同蒙配流之罪満山字侶一人不可留云当山之存亡只在此成敗宜察此趣被執申者三千人涙泉忽乾數百才法燈再挑者歟仍衆徒僉議之状如件

安元三年五月十七日

儻し此の鬱りを散せずして、大戒の和尚を還俗せしめ、猶流罪せられば、則ち我が山の仏法破滅の時至るなり。門葉何れの者か僧徒の儀有らむ。三千の字侶誰か身命を惜まむ。仍て大講堂の前に於いて満山の仏神・伽藍の護法を驚かし奉り、泣く起請して云はく、衆徒の鬱憤散せずして固く流罪せられば、大衆皆彼に従ひて

同じく配流の罪を蒙り、満山の学侶一人も留るべからずと云々。
 当山の存亡只此の成敗に在り。宜しく此の趣を察し、執り申さる
 べくは、三千人の涙泉忽ちに乾き、数百才の法燈再び挑ぐる者か。
 仍て衆徒の僉議の状、件の如し。

安元三年五月十七日

もしこのまま大衆の憤りが晴れず、明雲が還俗・配流となるならば、それは山門の仏法が破滅する時である。ここで大衆は大講堂前で僉議を行い、宝前で起請文をしたためたと述べて、「三千学侶」「満山学侶」の同心を強調しているが、これは後世の一揆で使用された訴訟文書と共通する特徴である⁽¹⁶⁾。また、その起請文では、もし明雲が配流されたら、大衆は皆同じく配流の罪を蒙って明雲と運命をともにする旨が誓約されたというが、わが身に代えてでも明雲を守るという自己犠牲の表明は、『平家物語』において「三千ノ衆徒者、貫主ニ代リ奉リテ命ヲ失トモ、何ノ愁カアラム」(延慶本・第一末五)と主張して明雲を山上に連れ帰った西塔西谷の悪僧祐慶とも通じている。そして清盛の「成敗」に山門の存亡がかかっていることを強調してこの書状は終わっている。

この書状が大衆僉議を通して決定された山門の意向であることは末尾の一文からも明らかであろう。文面に一七日の日付を疑うべき内容はみられず、やはり前置きにあるように一五日に奏状を提出した後、福原の清盛に協力を仰ぐという方針に従って書かれたものと思われる。先述のように、山門は二〇日の陣定を有利にすすめるた

めに工作をはかっており、これもその一環として起草された可能性も想定される。なお、この書状を載せるのは『鬪諍録』のみであるが、『盛衰記』にも同じ場面でこの書状の一部の文言が引かれており、『盛衰記』編者も同書状を活用していたことは確実である。

【清盛宛書状Ⅱ】

五月二十九日の日付をもつ二通目の清盛宛書状は、『鬪諍録』では大衆が明雲奪還に成功し、かつて無実の罪で火羅国に配流された一行阿闍梨の故事が語られた後に引用される。前置きには「然大衆奉取留前座主之由法皇被聞食太不安被思食因茲大衆福原入道大相国之許重遣書状」(然るに、大衆、前の座主を取り留め奉る由、法皇聞食されて、太不安から思食されけり。茲に因つて、大衆、福原の入道大相国の許に重ねて書状を遣はす)とあり、明雲奪還という違勅によって後白河院の逆鱗に触れたことを懸念し、再度、福原の清盛に仲介を依頼したことが説明されている。確認したように清盛は二七日には上洛しているので、福原に送られたとするこの説明は疑わしい⁽¹⁷⁾。以下、必要な箇所のみ引用する。

① 延暦寺衆徒等重言

請重被奏達衆徒等暫惜留前座主明雲更非謀叛之儀偏為鎮護
 国家興隆弘法申止配流事繼菩薩戒血脈將叶山王大師素懷愁
 歎悲哀子細事

右当山者伝教大師発鎮護弘法之大願建伽藍於台嶺之上桓武皇

帝依褒寵隨喜之歡情結芳契於草創之中……

延曆寺の衆徒等重ねて言す

重ねて奏達せられむことを請ふ。衆徒等暫く前の座主明雲を惜しみ留めしこと、更に謀叛の儀に非ず、偏に鎮護国家・興隆佛法の為に、配流の事を申し止め、菩薩戒の血脈を継ぎ、將に山王大師の素懐に叶はむとす。愁歎悲哀、子細の事

右、当山は伝教大師、鎮護弘法の大願を發し、伽藍を台嶺の上に建て、桓武皇帝、褒寵隨喜の歡情に依つて、芳契を草創の中に結びたまふ……

「重言」「請重被奏達」とあることから、この書状が後白河院への再度のとりなしを要請するものであることは疑えない。全体を通じて清盛の名は表れないが、前置きの説明通り清盛に宛てられているとみて差支えなからう。冒頭は、山門を称揚する類型的な内容だが、「暫惜留前座主明雲更非謀叛之儀」とあり、これが二三日の明雲奪還の真意を後白河院に弁解するために起草されたことが確認できる。

② 職者鎮護灌頂之阿闍梨也大戒之和尚也若処配流之科忽得還俗之名明雲補座主以後十一年之間得度受戒之輩失尸羅稟承入壇灌頂之倫亡悉地之血脈設明雲有過者雖被行死罪之重至于還俗配流之号枉為一山欲蒙免除……

職は、鎮護灌頂の阿闍梨なり。大戒の和尚なり。若し配流の科に処し、忽に還俗の名を得ば、明雲座主に補して以後十一年の間、得度受戒の輩、尸羅の稟承を失ひ、入壇灌頂の倫、悉地の血脈を

亡ぼさむ。設ひ明雲過有る者にて死罪の重きに行はると雖も、還俗配流の号に至りては、枉げて一山の為に免除を蒙らむと欲す……

「大戒之和尚」の功績を強調するのは一通目と同じであるが、ここではより具体的に明雲の戒師としての意義が述べられている。もし明雲が配流に処され、還俗させられることになれば、明雲が授けた「尸羅(戒)」の「稟承(継承)」が失効し、灌頂を受けた者は「悉地(密教秘法によるさとり)」の血脈が断絶してしまふ、とある。ここからは、明雲流罪への激しい反撥の背景に、自らの連なっている法脈を失い、仏法の担い手としての資格が剥奪されることに対する、多くの衆徒の危機感があったことがわかる。明雲と配下の衆徒は、受戒や灌頂といった儀式によって師資関係を結んでおり、それが両者の緊密な関係を支えていたと考えられる。

③ 而准違勅之儀催仰官兵之輩山上坂本堂塔神社悉可被焼失之由有風聞愁歎之至何事如之但衆徒之所請非抛雖不免回祿之誠至入壇惣持院者尚奉為朝家欲駐殘之……彼会昌天子之滅仏法持下勅命優免慈覺大師之帰朝焉矧大上法皇之帰円宗孟宥罪過改止座主之配流矣……

而るに違勅の儀に准へ、官兵の輩に催し仰せ、山上・坂本の堂塔・神社悉く焼失せらるべき由、風聞有り。愁歎の至り何事か之にかかむ。但し、衆徒の請ふ所、抛非ずして回祿の誠を免れずと雖も、入壇の惣持院に至りては、尚朝家の奉為に之を駐め残さむ

と欲す。……彼の会昌天子の仏法を滅すに、勅命を持ち下して、慈覚大師の帰朝を優先す。矧や、大上法皇の円宗に帰したまふをや。蓋ぞ罪過を宥め、改めて座主の配流を止めざる……

朝廷は明雲奪還を違勅とみなして、官軍の出兵を計画し、延暦寺をことごとく焼払うとの風聞である。もし衆徒の懇望が聞き容れられず、「回祿（伝説上の火神）」のいましめによって延暦寺が灰燼に帰したとしても、入壇灌頂の道場である「惣持院（円仁創建の総持院¹⁸）」だけは朝廷のためにも断乎死守する、との趣旨である。東塔の総持院を守るとするのは天台山門派の法燈を守るという意味だろうが、東塔南谷妙光坊にかくまわれている明雲を決して朝廷に渡さないという意も含んでいるように思える。あるいは東塔が西塔・横川とたびたび対立してきた過去を考慮すれば、明雲配下の大衆には東塔以外は犠牲にしても構わないとの風潮が少なくなかったであろうことも推察される。いずれにしろ、ここで山門大衆が甚大な被害を受けることを覚悟したうえで朝廷軍との交戦を辞さない構えをみせていることは注目し値する。「会昌天子」は史上最大の廃仏（会昌の法難）を行った唐の武宗を指す。引用後半は、会昌の法難では勅命を下して慈覚大師円仁を帰朝させ、天台仏法を破壊から守ったのだから、今回も明雲配流を撤回して仏法興隆につとめるべきだ、という意であろう。会昌の法難に言及したのも、近づきつつある朝廷軍の攻撃を法難になぞらえる意識がはたらいたためであり、全面的に朝廷に非を負わせているとも解釈することができる。山門側に

明雲を引き渡して武力衝突を回避しようという意思は希薄であるといわざるを得ない。

④ 倩思事情禪定仙院御遁世之時以園城寺之前大僧正為戒師御登壇之日前延暦寺座主為和尚忝酌三井之流扇四明之風必任智証之遺戒勿捨慈覚之末葉且一朝之国師無配流之例且三千之衆徒免扞請之恩早任大衆之懇望被改流罪之誠者我山之仏法重繁昌日吉靈社再添光以此趣可被奏達之状如件

安元三年五月廿九日

倩、事の情を思ふに、禪定仙院御遁世の時は園城寺の前の大僧正を以て戒師と為し、御登壇の日には前の延暦寺の座主を和尚と為せり。忝くも三井の流れを酌み、四明の風を扇ぎたまふ。必ず智証の遺戒に任せて、慈覚の末葉を捨つること勿れ。且うは一朝の国師配流の例を無くし、且うは三千の衆徒扞請の恩を免がれんことを。早く大衆の懇望に任せて流罪の誠めを改められれば、我が山の仏法重ねて繁昌し、日吉の靈社再び光りを添へむ。此の趣を以て奏達せらるべき状、件の如し。

安元三年五月廿九日

書状の最後に寺門派への言及がなされていることにも留意しておきたい。後白河院が嘉応元年（一一六九）六月に法住寺殿で剃髪した際には、園城寺前大僧正覚忠が戒師をつとめたが（『玉葉』ほか）、安元二年（一一七六）四月には延暦寺戒壇院で明雲から菩薩戒を授かっているものであり（『吉記』ほか）、寺門派の流れをくみながらも、

同時に「四明（比叡山）」の流れをも受けている。智証大師円珍の門流を尊重して、慈覚大師円仁の門流をないがしろにすべきではないと述べるこの箇所には、後白河院の寺門派びいきを警戒する山門の心理が端的に表れている。知られるように後白河院の園城寺への帰依には著しいものがあつた。⁽²⁰⁾『平家物語』の祐慶も「今罪ナクシテ罪ヲ蒙リ給事、是併山上洛中ノ鬱リ、興福園城之嘲歎」（延慶本・第一末五）と熱弁をふるっているが、山門が明雲の配流を甘受できなかった背景に園城寺をはじめとする他の権門寺院への対抗意識があることは容易に想像がつく。座主の配流は延暦寺の権威を失墜させ、国家鎮護の道場としての地位を園城寺に譲り渡すことにもなりかねないと危惧されていたのである。

先述のようにこの書状が福原に送られたという前置きの記述は信頼できないが、二九日という日付を疑うべき記述は文面にはみられない。したがって、この書状は二七日夜に清盛が入洛したとの報を受けてから起草され、二九日に清盛に送られたものと推定することができる。とすると、清盛は、後白河院との面会で延暦寺攻撃に不承不承合意した翌日、西八条邸で思案に暮れていたときにこの書状を受けとつたものと想像されるのである。後白河院の頑な態度を目の当たりにしていた清盛は、この書状によって山門側にもまったく譲歩する意思がないことを悟り、事態の緊急性を理解したことであろう。

三 長門本・『盛衰記』所引の書状

次に長門本・『盛衰記』が引用する書状【山門落書】について検討する。この書状は『鬪諍録』所引の書状と異なり、清盛に宛てられたという明確な証拠を欠く。そもそも長門本・『盛衰記』はともに、これを、大衆が大講堂の庭に集結して僉議をしていたところに現れた落書として扱っている。匿名の文書という点では落書としての性格もないわけではないが、長門本・『盛衰記』が、山門から発せられた嘆願書という本来の用途を偽って利用していることは否定できない。鎌倉期には、罪人を摘発する目的で、大寺院が強制的に村民などに匿名で情報提供をさせた「落書起請」が書かれ、犯人を逮捕する際には、それを捧げて発向に及ぶこともあつた⁽²¹⁾が、本書状はそれとも無関係である。題には「告申自大衆中可被遣入道相国許事」（告げ申す、大衆の中より入道相国の許へ遣はさるべき事）とあり、⁽²²⁾匿名の人物が大衆から清盛へ使者を送る必要を説いた意見書という体裁がとられているが、この題は『平家物語』に転記する段階でつけられたものであろう。鈴木彰氏は『平家物語』が既存の文書を活用した叙述では、ときに文書の内容と地の文とのあいだにずれがあることを指摘しているが、これもそのような不一致の一例といえる。なお、この書状は具体的な日付を欠いている（『盛衰記』には「安元三年五月日」とだけある）。

また、長門本と『盛衰記』とは文脈上の書状の位置づけも異なっている。簡略に記すと、長門本では二〇日に配流を猶予する陣定の意向が後白河院によって却下された後、それに対抗するため大講堂前にて大衆僉議が開かれ、その場で出現した落書とされている。この落書が清盛の目にとまり、後白河院に説得を試みるが果たせず、二一日の伊豆流罪へと展開してゆく。一方、『盛衰記』では、すでに明雲奪還を終えた後、朝廷の延暦寺攻撃計画を聞いた大衆の意見が強硬派と讓歩派に二分し、対応を僉議していたところに現れた落書とされている。落書の内容によって明雲奪還が謀叛にはあたらぬことがわかり、讓歩派の主張は斥けられることになる。『盛衰記』では、この落書の出現を医王山王の利生として語っている。

【山門落書】

両書のあいだで引用される書状の文言にいくらか異同が認められるが、同じ書状と考えて差し障りない。以下、長門本から原文で引用し、後ろに訓読文を掲げる。²⁴⁾

① 告申自大衆中可被遣入道相国許事

夫座主明雲僧正者挑法灯於三院之学牖灑戒水於四海之受者顕密之大将大戒之和尚也三観之隙必専金輪之久転六時之次先奉祈玉体之長生誠是仏法之命也王法之守也……

告げ申す、大衆の中より入道相国の許へ遣はさるべき事

夫れ、座主明雲僧正は、法灯を三院の学牖に挑げ、戒水を四海の

受者に灑ぐ。顕密の大将、大戒の和尚なり。三観の隙、必ず金輪の久転を専らとし、六時の次に、先づ玉体の長生を祈り奉る。誠

(57)

に是れ仏法の命なり、王法の守りなり……
冒頭ではやはり類型的に明雲の功績が讃えられている。明雲が「大戒の和尚」である点を強調し、仏法王法双方の守護者であることを述べたてるのは『鬪諍録』の両書状と共通する趣向で、大衆の主張の根幹を成していたことが、ここでも確認できる。

② 然有一類謗家而所惡也成創瘡矣是非不尋真偽預於重科蒙流罪之条非是君有偏非是臣無忠讒奏酷偽言之巧故也讒口鑠荒金毀言銷白骨此謂欺……

然るに一類の謗家有りて惡る所なり。創瘡を成す。是れ是非を糾されず、真偽を尋ねず、重科に預かり流罪を蒙るの条、是れ君に偏り有るに非ず、是れ臣に忠無きに非ず、讒奏酷くして、偽言の巧みなるが故なり。讒口は荒金を鑠し、毀言は白骨を銷す、此の謂ひか……

明雲の配流を奸臣の讒奏によるものとする記述は【清盛宛書状 I】にもみられたが、この書状では口をきわめてその奸臣を痛罵している。「一類謗家」が明雲を悪しざまに言いたて、それが「創瘡(きず)」となったのが流罪の原因であり、明雲が無実の罪を蒙ったのは、主君や臣下に落ち度があったのではなく、ひとえに「一類謗家」の讒奏によるものだ、と大衆は断じる。「一類謗家」が西光父子を指していることは後掲の引用からも疑い得ないが、ここで留意して

おきたいのは、大衆がすべての悪因を西光父子に集約させる一方で、後白河院や周囲の臣下を巧みな偽言に翻弄された被害者として認識している点である。⁽²⁷⁾

③ 為承罪科之由緒雖挙度、陳狀於事依怨家之語而全不達上聞弁官随奸人之謀不奏聞然間不被決理非忽蒙使庁之責不被糾実否俄定配流之国是傷人之言甚劍戟此謂歎以好言而全人以惡口而損人者也……如風聞者師高行向二村之辺可天害前座主^云云弥失前後亡思慮

罪科の由緒を承らんが為に、度々陳狀を事に挙ぐると雖も、怨家の語るに依つて、全く上聞に達せず。弁官は奸人の謀に随ひ、奏聞せず。然る間、理非を決せられず、忽ち使庁の責めを蒙る。実否を糾されず、俄に配流の国を定む。是れ、人を傷つくるの言は劍戟より甚だし、此の謂ひか。好言を以て人をまうし、悪口を以て人を損する者なり……風聞の如くんば、師高二村の辺に行き向ひ、前の座主を天害すべしと云々。弥よ前後を失ひ思慮を亡ふ。

なおも西光父子への指弾がつづけられる。一五日に提出した奏状も「怨家」の妨害にあつて後白河院の目には入らなかつた。取り次ぐべき弁官も西光の口車にのせられているのであり、檢非違使が拷問を加えたのも、伊豆への配流が決まったのも、すべては西光の讒奏によるものとされている。さらに注目されるのは、尾張に流されている師高が「二村（尾張二村山）」で待ち構えて配所へ移送中の明雲を殺害する手筈になっているという風聞までが持ち出されている

点である。

すでに確認したように、配所が伊豆に決められたのは、興福寺別当惠信の例にならつてのことだった。しかし、大衆のあいだでは、西光が尾張で明雲を討たせるために伊豆配流が下されたのだという説が信憑性のある情報として受けとめられていたようだ。むしろ、このような風聞は荒唐無稽なデマとみなすのが妥当であろう。しかし、このときの大衆は、西光父子を敵視するあまり、讒奏を自明視し、到底事実とは認めがたい陰謀説に突き動かされるまでになっていた。明雲の配流決定後、異常な昂奮状態にあつた大衆たちの様子が、この文面から伝わってくる。

④ 且芳明德且為最後面拜罷向宿所而為陳申子細乍恐留申先座主之許也……非返勅定陳子細許也又惠信僧正之事謂其例者不及大海之一滴不足須弥之靈害而彼寺僧進而申朝罰此者依为天台之依怙而衆徒輕惜流罪而已以此旨可被執啓夫国之理乱者任臣之忠否也若不被糾邪正之道者寧天子之守在海外乎

且うは明德を芳しうし、且うは最後の面拜を為、宿所に罷り向かひて子細を陳べ申さんが為に、恐れ乍ら先座主の許に留まり申すなり。……勅定を返すには非ず、子細を陳ぶる許なり。又惠信僧正の事、其の例を謂ふは、大海の一滴に及ばず、須弥の靈害に足らずして、彼の寺僧進めて朝罰を申す。此の者天台の依怙たるに依つて、衆徒輕んじて流罪を惜しむのみ。此の旨を以て執啓せらるべし。夫れ、国の理乱は臣の忠否に任するなり。若し邪正の道

を糾さずんば、寧ろ天子の守り海外に在らんか。

最初の一文はやや難解だが、右のように訓読するのであれば、これを書いた人物は、このとき明雲のいる「宿所」に駆けつけ、配流を取り消すよう訴えるために、その場に留まっているものと解釈できる。先述のように、明雲は二二日夕方に白川房から一切経別所に移動し、二三日までそこに身を置いていた。とすれば、この書状は伊豆配流の知らせを聞いた大衆が一切経別所に押しかけ、そこで警護の検非違使とにらみ合いを演じていた時分にされたためられたものと推定できる。恵信に言及する一方で二三日の明雲奪還に触れていないこともその傍証となり得る。引用の中ほどは、朝廷は恵信の例にかこつけて明雲を伊豆配流に処すというが、恵信の流罪などは大海の一滴にも須弥山の「蠹害（虫喰い）」にも足りないほど大した影響を与えないが、一方の「此者（明雲）」は天台の「依怙（頼るべきもの）」であり、ひたすらその流罪が惜しまれる、という意であろう。また「以此旨可被執啓」という文言には書状を起草した目的が端的に表れている。引用箇所ではないが、ほかに「臣下可思奏者可量」（臣下思ふべし、奏者量るべし）といった後白河院への取り次ぎを前提とする文言がみえる。「国之理乱者任臣之忠否也」と發奮を促しているところからみると、相当な重臣に宛てられているとも推測できるが、それが誰かを示す確たる証拠は文面には見当たらない。清盛に宛てられているとみる向きもあるが、この書状が明雲が一切経別所にとどまっていた二二日ごろに書かれたのだとすると、その

とき清盛はまだ福原にいたことになる。一刻を争う状況下で、わざわざ福原まで援助を要請するとは考え難い。とすれば、やはりすぐにも後白河院との面会が可能な臣下・側近の誰かが書状の受取人だったのであるが、それ以上のことは不明とせざるを得ない。

おわりに——西光讒奏説について——

ここまで読み本系諸本が引用する山門から出された書状を読みといて、安元三年五月の明雲流罪事件に対する山門側の認識を考察してきた。そのなかで、事態を後白河院の暴挙としてではなく、西光父子の讒奏に原因を集約させる姿勢が山門大衆に根強くあったことを指摘し得た。最後に、当時大衆を熱狂させた西光讒奏説について若干の私見を述べたい。

確認したように、山門大衆の西光父子に対する憎悪は陰謀説の様相を呈していた。たしかに、事件のうらで、院御所に落書を書き、謎の「証文」を偽造し、後白河院を憤激させて明雲を失脚に追い込もうと画策する者が存在していたことは『愚昧記』の記事からも認めざるを得ない。だが、情勢が延暦寺との全面衝突の手前まで悪化してしまったのは、何よりも山門に対して激しい執念を燃やす後白河院の個性によるところが大きい。その意味で落書や「証文」の効果は限定的であり、黒幕の存在を過大視すべきではない。

西光が「証文」を偽造した人物のひとりであるともみなす河内祥輔

氏の推論はすでに紹介したが、たしかに子師高・師経を配流に追いやられた腹いせに、西光が怪文書を使って後白河院を焚きつけ、五日の明雲拘束に踏み切らせたという仮説はいちおう成り立つ。しかし、このタイミングでの明雲への報復が大衆を刺戟して西光自身も窮地に追いやりかねないことはある程度予見できそうなものである。そもそも『平家物語』諸本では、「加賀国二座主ノ御坊領アリ。師高是ヲ停廢之間、其宿意ニ依テ門徒ノ大衆ヲ語テ、訴訟ヲ出ス」（延慶本・第一末二）と、所領をめぐる明雲の私怨が騒動の原因であるとされており、事件は当初から明雲対西光父子という構図のもとに進行していた。また、『愚昧記』四月一五日条によれば、強訴の直後には朝廷は山門が配流を要求していた師高だけでなく西光も連座させて配流に処す意向を示していた。しかし、師高が、四月二〇日に尾張へ流される一方で、何らかの事情で西光の配流は沙汰やみになっており、それによって大衆のあいだでは西光への不満が鬱積していたと考えられる³⁰⁾。そのような、みずからに怒りの矛先が向けられている状況下で、身の危険を冒してまで西光が明雲への報復を挑んだとは筆者には思えない。また、大衆は一三日の段階ですでに山科の西光私堂を襲撃する構えをみせており（『愚昧記』）、西光黒幕説は大衆のあいだで早い段階から蔓延していたと考えられる。仮に「証文」が西光の仕業であったとしても、二一日の伊豆配流までも西光の差し金と想定するのは無理があるように思える。やはり、通説どおり一連の山門との抗争は、プライドを傷つけられた後白河

院の突発的暴挙であると判断するのが妥当である。

そう考えると、山門大衆の怒りは本来後白河院その人に向けられるべきものであるはずだ。しかし、書状からは後白河院への直接的な批判はまったく読みとれない。後白河院へ向けられるべき怒りは、すべて西光父子が肩代わりする形になっているのである。その理由は容易に想像できる。書状では、延暦寺が鎮護国家の道場であり王法仏法双方の守護者であることが強調され、自分たちは天台仏法の守護を優先するだけで勅命を軽んじる者ではないという弁明が繰り返し述べられていたが、そのような認識に立つ大衆にとって、非難の矛先を直接後白河院に向けることは、自分たちが叡慮に逆らう謀叛人となることを意味している。それに対し、出自が低く重用されていること自体が過分である西光父子には何憚る必要もない。朝廷と延暦寺、双方の權威を守り、王法仏法相依の体裁を保つためにこそ、西光譏奏説という架空の物語が必要とされたのではない。以上が、本稿をもって示したかった筆者の見解である。

注

- (1) 松尾葦江「延慶本と長門本の編集方法」〔『軍記物語論究』若草書房、一九九六年〕
- (2) 松島周一「史料として見た延慶本平家物語」〔栃木孝惟他編「延慶本平家物語の世界」汲古書院、二〇〇九年〕
- (3) 上杉和彦「延慶本平家物語所収文書をめぐって」〔『軍記と語り物』三一号、一九九七年〕。とくに延慶本が引用する藤原行隆の奉じた五

通の公文書は、行隆が『徒然草』第二二六段で『平家物語』作者と記される「信濃前司行長」の父にあたと推定されていることから多くの論者が取りあげている。水原一「平家生成問題と延慶本」(『延慶本平家物語論考』中道館、一九七九年)、平野さつき「藤原行隆をめぐる一考察」(『古典遺産』三二号、一九八〇年)、五味文彦「記録と史料のはざま」(『平家物語、史と説話』平凡社ライブラリー、二〇一一年 初出一九八六年)、櫻井陽子「行隆院宣考証」(『平家物語の形成と受容』汲古書院、二〇〇一年 初出一九九四年) 参照。

(4) 多くの『平家物語』諸本では治承元年の五月とされているが、しばしば指摘されるように、安元から治承へ改元されたのはこの年の八月四日であり、白山事件から鹿ヶ谷事件を治承年間の出來事とする『平家物語』の記述は誤りである。

(5) たとえば、鈴木彰氏の論文「(白山事件)の創出」(『平家物語の展開と中世社会』汲古書院、二〇〇六年 初出二〇〇二年)では、白山事件叙述での文書の利用態度に検討が加えられ、編者が意図的に「白山衆徒の師高・師経への反発心」を際立たせるように文書を利用し、鹿ヶ谷事件以降の展開につなげるよう白山事件叙述が構成されていることが指摘されているが、鈴木論文は延慶本を対象としていることもあり、五月の明雲流罪事件に関係する文書には考察が及んでいない。そのほか、『平家物語』の文書を論じたものに、注(3)前掲の諸論文に加えて、犬井善壽「二つの「福原院宣」」(『横浜国立大学人文紀要 語学・文学』二五号、一九七八年)、安藤淑江「延慶本平家物語の「宣旨」について」(『名古屋大学国語国文学』四七号、一九八〇年)、同「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面」(『国語と国文学』六〇巻四号、一九八三年)、同「延慶本『平家物語』の資料受容の一側面」(『中世文学』三〇号、一九八五年)、平野さつき「『平家物語』の文書

についての一考察」(『軍記と語り物』一八号、一九八二年)、同「『平家物語』の文書について(二)」(『古典遺産』三三三号、一九八二年)、松島周一「『延慶本平家物語』所収の頼朝追討宣旨をめぐる」(『日本文化論叢』六号、一九九八年)、牧野淳司「延慶本『平家物語』と寺社の訴訟文書」(『中世文学』五二号、二〇〇七年)、および水原一編「延慶本平家物語考証 三」(『新典社』一九九四年)の「小特集・第二中(巻四) 文書類注解」所収の諸論考があるが、本稿で扱う書状に考察を加えた先行研究は管見に入らなかった。

(6) 砂川博氏は、『玉葉』の当該記事に対して「案外これがことの真相を穿つものであった可能性が高い」と、同趣旨のことを述べている(『山門強訴事件』『平家物語の形成と琵琶法師』おうふう、二〇〇一年 初出一九九四年)。

(7) 主なものに佐々木紀一「語られなかつた歴史」(『文学』隔月刊三巻四号、二〇〇二年)、高橋昌明「嘉応・安元の延暦寺強訴について」(『平家と六波羅幕府』東京大学出版会、二〇一三年 初出二〇〇五年)、河内祥輔「治承元年事件および治承三年政変について」(『日本中世の朝廷・幕府体制』吉川弘文館、二〇〇七年)、川合康「鹿ヶ谷事件」考(『立命館文学』六二四号、二〇一二年)がある。

(8) 河内注(7)前掲論文。一方、高橋注(7)前掲論文は、拘束後の明雲への拷問によって「証文」の存在が発覚したと解しているが、「証文」が明雲拘束の引き金になったとする河内説を採る。なお、河内氏の想定する西光と成親との共謀説が成り立たないことは拙稿「鹿ヶ谷事件における西光と成親」(学習院大学人文科学研究所『人文』一三三号、二〇一五年)で明らかにした。西光と成親は政治的基盤を異にし、敵対関係にあった。

(9) 『玉葉』は一四日に勘文が上申された旨を書きとめているだけで罪

- 名は記していないが、『愚昧記』一四日条には「明雲罪名已勘了上、可被配流之由勘之」とあり、明法博士から上申された明雲の罪名が流罪であったことがわかる。なお、『鬪諍録』・『盛衰記』は勘文の上申を一五日とする。
- (10) 白川房が明雲の自邸であることは、仁安二年(一一六七)に明雲が白川房で座王就任の宣命をうけたとする『天台座主記』の記事によって裏づけられる。
- (11) 藤原忠通の長子で興福寺別当・一乗院院主をつとめながら、尋範との抗争のすえに流罪に処せられた恵信の生涯については、坂井孝一「伊豆僧正恵信」(『創価大学人文論集』五号、一九九三年)、佐々木紀一「恵信僧正伝断章」(『米沢史学』一三三号、二〇〇七年)に詳しい。
- (12) 『鬪諍録』はこのとき清盛が「山門奏状并私書状」を持参していたとする。
- (13) 『玉葉』安元三年五月二十七日条。一方、『顯広王記』は二五日に清盛の上洛を伝えているが、河内祥輔・川合康両氏の見解(注〔7〕前掲)に従って誤報とみなす。
- (14) 衣川仁氏は、原勝郎・平田俊春など、強訴の暴力性を強調する旧来の研究に対して一面的なものとして疑念を呈し、強訴の「柔軟性を備えた訴訟行為」という性質に注目して「その本質は大衆と朝廷の双方が暴力性を制御してのぞむ政治問題」であったと論じている(「強訴とはなにか」『僧兵Ⅱ祈りと暴力の力』講談社選書メチエ、二〇一〇年)。たしかに、他の事例には武力衝突を回避する双方の指向が認められるが、こと明雲事件に関しては、後白河院による延暦寺攻撃の指令という未曾有の事態にまで発展しており、暴力性を制御しきれない状況にあったと考えるべきであろう。
- (15) 原文には墨および朱で返り点等が附されているが、煩瑣を避けるため白文で引用した。訓読文は基本的には福田豊彦・服部幸造『源平鬪諍録上』(講談社学術文庫、一九九九年)に従ったが、一部私に改めた。
- (16) 勝俣鎮夫「二揆」(岩波新書、一九八二年)、呉座勇一『日本中世の領主一揆』(思文閣出版、二〇一四年)
- (17) そもそも『鬪諍録』は、一七日の書状は福原に送られたとするが、二〇日には清盛は京にいて参院したことになるっており、さらに二九日に二通目の書状が福原に送られたと記述する。清盛の在所の混乱は明らかだ。
- (18) 総持院については武覚超『比叡山諸堂史の研究』(法蔵館、二〇〇八年)参照。なお、日吉社から東塔・西塔・横川を描く『天狗草紙』延暦寺巻では、総持院のみ天狗が描かれており、総持院は天狗の拠点として認識されていたようだ。
- (19) 奪還された明雲が東塔の妙光坊に入ったことは『平家物語』諸本にみえるが、妙光坊の詳細は不明。
- (20) たとえば応保二年(一一六二)には後白河院が強引に園城寺の覚忠を天台座主に就任させたことがあった。また、明雲流罪後の治承二年(一一七八)には後白河院が園城寺の公顕から秘密灌頂を受けようとしたところ山門から激しい妨害にあっている(『玉葉』治承二年一月二〇日条)。なお、後白河院は延暦寺で受戒するより以前、嘉応二年(一一七〇)四月に東大寺戒壇院で東寺長者禎喜を戒師に受戒を済ませている(『兵範記』嘉応二年四月二〇日条)。
- (21) 酒井紀美『中世のうわさ』(吉川弘文館、一九九七年)
- (22) 長門本。『盛衰記』はやや異なり「告_{ツケ}申_{マッス}大衆_{オホタビ}御中_{ミナト}可_レ被_レ遣_ハ入_ル道_{ミチ}大相_{オホサウ}国_{クニ}許_{コト}」タクタイシヤクコトとなつている(以下、『盛衰記』の引用は蓬左文庫本、原ルビ)。

- (23) 鈴木注(5)前掲論文
- (24) 原本(国会図書館貴重書本)の通り白文で引用した。訓読文は基本的に麻原美子・小井土守敏・佐藤智広編『長門本平家物語』(勉誠出版、二〇〇四年)に従ったが、一部私に改めた。
- (25) 原本は「一類傍家」としているが、「傍家」の誤記とみなし改めた。なお『盛衰記』は「一類誘家」としている。
- (26) 原本は「創瘡(そうせき)」としているが、「創瘡(そうい)」の誤記とみなし改めた。「創」「瘡」ともに「きず」の意。なお『盛衰記』は「瘦瘡」としているが文脈にそぐわない。
- (27) これは田中文英氏が『参考源平盛衰記』などにもとづいて「大衆」として「王法仏法牛角」の国家権力秩序は不動のものであり、明雲を処断した責任者たる朝廷や法皇自体は直接の攻撃目標ではなく(略)あくまで西光父子であった」と述べた指摘を裏がきするものである(後白河院政期の政治権力と権門寺院)『平氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年 初出一九八三年)。
- (28) 注(2)前掲書は「留申先座主之許也」を「先座主を留め申すの許なり」と訓読している。また、『盛衰記』では「向」が「向配流路頭之計也」となっており、異なる。前者の場合は「前座主を(配流されないよう)押しとどめておくだけである」の意。後者の場合は「配流される途中の道に向かう(奪還に向かう)だけである」の意となる。
- (29) 安藤注(5)前掲「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面」福田注(15)前掲書
- (30) 河内注(7)前掲論文

〈使用本文〉

『延慶本平家物語 本文篇』(勉誠出版)、『長門本平家物語』(勉誠出版)、『内閣文庫蔵 源平闘諍録(和泉書院)』、『古典研究会叢書 源平盛衰記』(汲古書院)、『玉葉』(名著刊行会)、『大日本古記録 愚昧記』(岩波書店)、『国立歴史民俗博物館所蔵』(顕広王記) 承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷)、『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三号)

ENGLISH SUMMARY

Re-examination of the Myōun exile incident:
Reading the missives to TAIRA no Kiyomori,
which were cited in *Genpei-tōjō rokū*, etc
MATSUSHITA Kenji

The documents cited in *Tale of the Heike* are important clues to understanding historical facts. For the scene in May of 1177, *Genpei-tōjō rokū*, *Genpei-jōsuiki* and *Nagatobon* cited five documents in total. Out of those five documents, three were written by monks of Enryaku-ji, for the purpose of requesting an intercession to Goshirakawa-houō. And out of three, two were definitely written for TAIRA no Kiyomori. Most of the contents of the three missives emphasize the religious authority of the Tendai sect and argue that Myōun was innocent. He was the head of Enryaku-ji, but had been exiled by Goshirakawa-houō. In the missives, monks of Enryaku-ji were cursing Saikō and his sons as devils. They denied that the punishment to Myōun was the intention of Goshirakawa-houō. And they recognized that Myōun was punished because of a conspiracy orchestrated by Saikō. However, this is not true. These missives indicate that monks of Enryaku-ji directed their anger toward Saikō and his sons instead of

Goshirakawa-houō. They were not able to criticize the former emperor. This is the background against which the fiction of a conspiracy involving Saiko in *Tale of the Heike* was born.

Key Words: Hakananincident, Shishigatani, rakusho, Eshin, FUJIWARA no Morotaka

参考 安元三年五月の史的動向と主な読み本系諸本の記事対照表

(出典 玉₁玉葉 愚昧₁愚昧記 顯₁顯広王記 後清₁後清録記)

歴史事項	延慶本	長門本	源平闘諍録	源平盛衰記
5日 明雲拘束、座主職解任(玉・愚昧)	5日 明雲公請停止、座主辞任	5日 明雲公請停止、拷問	5日 明雲公請停止	5日 明雲公請停止
6日 大衆発向の風聞(愚昧)	11日 覚快新座主就任	11日 座主辞任	7日 覚快新座主就任	6日 白川房封鎖、座主解任
7日 覚快法親・王新座主就任の風聞(玉・愚昧)	12日 所職停止、拷問	12日 所職停止、拷問	11日 【文書1】勅申の宣旨	11日 覚快新座主就任
8日 大衆発向の風聞(玉)	12日 山門奏状提出	12日 山門奏状提出	12日 所職停止、拷問	【文書1】勅申の宣旨
9日 明雲所領没官(愚昧)			15日 勅文上申、明雲流罪に	12日 所職停止、拷問
11日 明雲罪名の勘申を命じる宣旨(玉・愚昧)			16日 【文書2】山門奏状	15日 勅文上申、明雲流罪に
明雲流罪の風聞(愚昧・顯)			17日 大衆福原へ使者	17日 【文書2】山門奏状
大衆発向の風聞(顯)			20日 陣定、明雲流罪猶予へ	大衆福原へ使者
覚快法親王新座主就任(玉)	20日 陣定、明雲流罪猶予へ	20日 陣定、明雲流罪猶予へ	20日 陣定、明雲流罪猶予へ	20日 陣定、明雲流罪猶予へ
明雲配流・西光堂襲撃・明雲奪取の風聞(愚昧)	法皇、配流に定める	法皇、配流に定める	法皇、配流に定める	法皇、配流に定める
大衆蜂起(玉)	清盛参院	大講堂前僉議A	清盛参院	清盛参院
大衆蜂起(玉)		【文書4】山門落書		清盛参院
14日 勅文上申、明雲流罪に(玉・愚昧)				(多田行綱西八条邸に推参)
延暦寺僧十一人参院、奏状提出(玉・愚昧)	21日 明雲還俗、伊豆配流	21日 明雲還俗、伊豆配流	21日 明雲還俗、伊豆配流	21日 明雲還俗、伊豆配流
明雲奪取の風聞(愚昧)	白川房から一切経別所へ	白川房から一切経別所へ	白川房から一切経別所へ	白川房から一切経別所へ
15日 二〇日に陣定を開くとの通知(玉)	大衆、西光父子を呪詛	大衆、西光父子を呪詛	大衆、西光父子を呪詛	西光父子を呪詛
16日 陣定、流罪猶予へ(玉・後清)	23日 粟津国分寺へ	23日 粟津国分寺へ	23日 粟津国分寺へ	23日 粟津国分寺へ
20日 夕刻、明雲伊豆配流(玉・愚昧・顯・後清)	十禅師前大衆僉議	十禅師前大衆僉議	大講堂前僉議B	大講堂前僉議B
21日 明雲白川房から一切経別所へ移動(後清)	大衆粟津国分寺へ	大衆粟津国分寺へ	俊快演説	澄憲血脈を授かる
明雲一切経別所を出発(後清)	祐慶演説	祐慶演説	祐慶演説	十禅師前僉議
23日 大衆勢多で明雲奪還(玉・愚昧・顯・後清)	明雲奪還	明雲奪還	明雲奪還	祐慶の経歴
法皇、重盛等に山門攻撃命令(玉・顯)	大講堂前僉議C(祐慶)	大講堂前僉議C(祐慶)	大講堂前僉議C(祐慶)	祐慶演説、明雲奪還
24日 朝、福原の清盛へ使者を送る(顯)				大講堂前僉議C(祐慶)
源定房配流の風聞(愚昧)				一行阿闍梨説話
27日 夜、清盛上洛(玉)	一行阿闍梨説話	一行阿闍梨説話	一行阿闍梨説話	西光奏上
僧綱等院宣を奉じて登山(玉・顯)	西光奏上	西光奏上	福原へ使者	成親等山門攻撃の準備
28日 清盛、院と謁見し山門攻撃に承諾(玉)	成親等山門攻撃の準備	成親等山門攻撃の準備	【文書5】清盛宛書状II	大衆二心
僧綱等院宣を奉じて登山(玉・愚昧)	大衆二心	大衆二心	西光奏上	大講堂前僉議D
29日 申刻、軍兵で洛中がふれる(顯)	多田行綱密告	多田行綱密告	多田行綱密告	【文書4】山門落書
夜半、西光拘束(顯)	清盛、謀叛人捕縛の準備	清盛、謀叛人捕縛の準備	清盛、謀叛人捕縛の準備	多田行綱福原にて密告